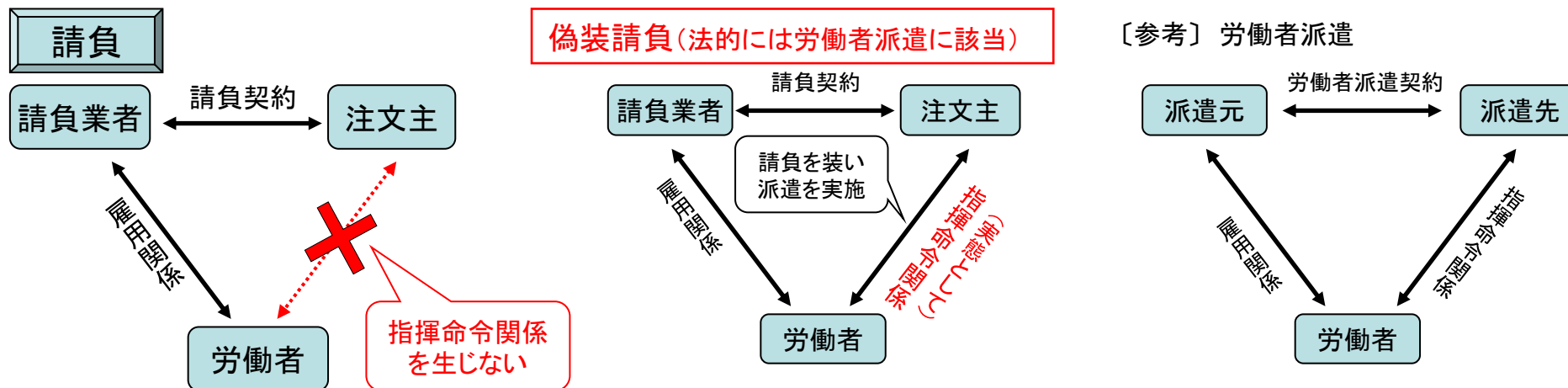


○ 適正な請負について

請負とは... (民法第632条) 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによってその効力を生じるもの。⇒「**作業完成**」契約であって「**労務提供**」契約ではない 派遣法上の概念では、仕事の完成を目的としない事務や業務処理などの「業務委託」(民法第656条の「準委任」)も含む。



適正な「請負」と判断されるためには

I 請負業者の労務管理上の独立性

- ①業務遂行方法の管理を請負業者が自ら行っていること(仕事の割付・順序、緩急の調整、実績把握等)
- ②労働時間の管理を自ら行っていること
- ③服務規律の決定、管理を自ら行っていること
- ④要員の配置決定・変更を自ら行っていること

II 請負業者の業務処理上の独立性

- ①資金の調達・支弁を自らの責任の下に行っていること
- ②事業主として法律に規定された責任(損害賠償責任など)を負っていること
- ③単なる労働力の提供となっていないこと
 - ・自己の責任と負担で機械、設備、資材等を準備調達又は・自ら企画、自己の有する専門的技術・経験により業務を処理

※「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)参照

○ 適正な請負について(その2)

具体的な違法事例

